

まいばら市 農業委員会だより

令和7年（2025年）3月

第26号

発行編集 米原市農業委員会
(米原市米原1016番地)
TEL 0749-53-5136
FAX 0749-53-5139



農地転用許可済標識	
1. 許可年月日等	許可 指令 年月日 番 号
2. 許可を受けた土地	番地外 番 甲カメートル
3. 転用の目的	
4. 許可を受けた者	住所 氏名
5. 転用行為の期間	年 月 日 年 月 日

農地転用許可済標識

滋賀県では、地域ぐるみで違反転用を発見し、防止するため、標識の設置をお願いしています。

農地転用許可後の進捗状況について確認を行っています。

《令和7年4月1日から農地転用に係る手続きが厳しくなります。》

- ・ 不適切な転用行為を防止するため、農地転用許可を受けた方は当該行為の実施状況について報告することが義務になります。
- ・ 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けて、履行期限までに正当な理由がなくこの命令に従わなかった場合に氏名、土地の地番等を公表する制度が施行されます。

インフォメーション

(農地適正管理)

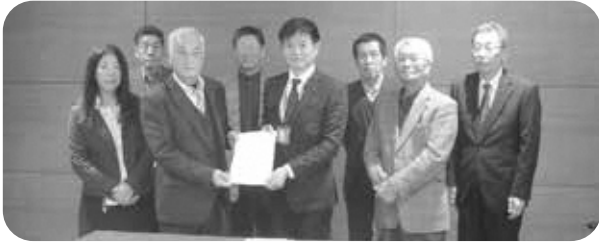
- 農地法第2条の2の規定により、農地の適正管理は所有権等の農地の権利を有する方の責務になっています。遊休農地は、周辺の営農状況や生活環境等に悪影響を及ぼしますので、適正な管理（耕起、草刈り、伐採等）をお願いします。

(委員候補者募集説明会)

- 現在の農業委員（19人）および農地利用最適化推進委員（22人）の任期が令和8年7月19日で満了となります。これに伴い令和7年10月に委員候補者募集説明会を開催する予定です。

令和7年度米原市農業施策に関する意見書を市長に提出

米原市農業委員会は、令和6年12月26日に農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、市長に意見書を提出しました。



▲意見書提出



▲意見交換

令和7年度米原市農業施策に関する意見書（回答）

令和7年3月3日、市長から意見書に対する回答がありましたので、その概要をお知らせします。

1 集落営農組織と小規模農業者への強力な支援

【回答】中小規模農業者農業用機械導入支援事業補助金については、市内農業者の離農の抑止および農地を保全することを目的に、これまで事業期間の三年間を通じて、延べ六十一者を支援してきました。しかしながら、資材費や機械費の高騰など、農業者の方々の取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、切れ目のない支援が必要と判断し、令和7年度当初予算において農業用機械の導入に係る補助金を予算要求しています。なお、令和8年度以降は、四年間の実績や効果、課題等を検証し見直しを図った上で、新制度として支援を継続していきたいと考えています。

2 米の適正需給の推進

【回答】米の需要の減少が続いている中、米価の安定と農業者の所得向上のために、需要に応じた適切な米の生産目標の提示に努めるよう、引き続き国等へ意見してまいります。また水田活用の直接支払交付金制度における「五年水張りルール」については、国において令和九年度以降は五年に一度の水張り要件を求めないとされたことを受け、今後、施策の詳細な検討

討が開始されますが、その過程において農業者の意見を聞く機会が設けられるよう要望してまいります。

3 耕作放棄地の発生防止、解消対策

【回答】本市が策定を進める地域計画は、今年度において全ての集落において策定が完了しました。今後も地域計画については、集落との話し合いを行うとともに、市、県、農業委員会、その他農業関係機関で組織する地域計画検討会において、農地が適切かつ効率的に利用されるよう、担い手への農地の集積・集約化への取組、広域による地域計画の策定の検討を進めてまいります。

揚水ポンプ、ため池等の老朽化対策としては、市内には七十九基の揚水ポンプ、四十三か所のため池があり、自治会要望のあった個所から国補助金の申請を行い採択されたものについて、順次、改修を実施しております。

4 有害鳥獣被害防止策の充実

【回答】鳥獣による農作物への被害対策については、長浜市と構成する湖北地域鳥獣被害防止対策協議会の活動を今後も推進し、広域

的に努めます。また地域狩猟者団体への有害鳥獣捕獲委託等による積極的な被害防止対策を進めます。

5 既存直売所の充実について

【回答】直売所への聞き取りでは、出荷者からの農産物を集荷するサービスの実施については、経営的な判断により、集荷サービスを実施する検討まではされていません。集荷業務を外部へ委託する場合でも、直売所の経営の中で集荷サービスが事業として成立するかという点で多くの懸念事項があります。市としては、引き続き直売所と情報共有しながら出荷数量確保の仕組について研究を続けてまいります。

6 農業委員会組織の体制整備の支援と予算の確保

【回答】農業委員会の果たす役割は重要なものと考えており、農地等の利用の最適化の推進を図るため、引き続き、適正な人員配置と人材育成に努めるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

※意見書（回答）の抜粋は下記のQRコードから御覧ください。



農業委員会県外視察研修に参加して

統括部会長 小川 典久

米原市農業委員会では、委員の任期（3年）の中間年において、農業委員会活動の活性化を図ることを目的に県外視察研修を実施しています。今年度は現任期の中間年にあたるため、令和6年11月14日から15日の1泊2日の日程で長野県南部の下條村と南箕輪村に伺いました。

1日目は下條村を訪問し、高齢化が進み、担い手がない、農地維持が困難な地域における取組事例についてお話をお伺いしました。下條村は、面積の約7割が山林である人口3,400人あまりの小さな村です。主要産業は農業であり、中山間地域で圃場面積も小規模でありながら、水稻、そば、梨、りんご、干し柿などが栽培されています。下條村においても遊休農地の増大や担い手不足は深刻な問題となっており、その対応に苦慮されていました。そこで村長が発起人となり、村と農業委員らが連携して「NPO法人元気だ下條」を設立されました。法人では、村を活性化するために、農業を中心とした産業の持続のために必要とする事業に取り組みられています。主な活動内容は、果樹農家の剪定や遊休農地の草刈等の作業受託、中古農機具・資材の仲介、特産品開発のための支援等です。当日は、特産品のブランド化や販路を拡大するために鮮度、品質の保持、長期保存ができる施設として建設された「下條村低温貯蔵庫」で説明を受け、施設見学もさせていただきました。

2日目は南箕輪村を訪問し、農業委員会による農地利用の最適化活動の取組についてお話をお伺いしました。南箕輪村は、総面積のほぼ半分が飛地であり、その飛地には人が住んでいないという全国でも珍しい村です。人口は16,000人あまりですが、移住者の割合が7割を超えており、毎年人口が増え続けているとのことでした。当日は、農業委員会の取組として成果を上げている農地利用調整会議（農地のマッチング）について説明を受けました。毎年人口が増え続けているものの基幹的農業従事者の50%以上が70歳以上となっていて後継者不足が課題となっている中、農地所有者から申し出のあった貸付・売渡希望農地を、担い手等へ集積・集約することを目的に年1回、農地利用調整会議を開催されています。会議には地域の担い手農業者や就農希望者らが参加し、農業委員会はコーディネーター役として農地の売買や貸借の調整を実施されており、事前に貸付・売渡希望の農地を地図に落とし込み可視化して会議の場での利用調整の活性化を図っているとのことでした。

今回の視察研修で訪れた2つの村の共通点としては、行政が村の基幹産業として農業をしっかり支えているということです。本市と両村では立地環境や人口規模などの違いはありますが、農業の担い手不足という課題は全国共通のものであり、今回お聞きした取り組みは本市においても大いに参考になります。今後検討していく必要があると考えます。



▲下條村低温貯蔵庫の見学



▲南箕輪村での研修

令和6年度 農業委員会の活動

- ※毎月開催（原則10日）市農業委員会総会（農地転用等の審議）・役員会
- ※毎月開催（19日前後）県農業会議常設審議委員会（大規模農地転用の審議）
- ※農地法申請案件現地確認（毎月）関係委員・事務局

- 4月10日 農業委員会合同総会
- 5月29日 全国農業委員会会長大会（東京）
- 6月3日・4日 食育活動・芋苗植付け（かなん・おうみ認定こども園）
- 6月19日 滋賀県農業会議通常総会（大津市）
- 6月25日・8月19日・2月25日
都市農業委員会連絡協議会会長会
- 6月28日 農地部会・意見交換会
- 7月25日 農業委員会委員合同会議
- 8月～9月 農地利用状況調査現地確認
- 9月30日 食育活動・芋収穫応援（かなん認定こども園）
- 10月10日 農地部会

- 10月15日 食育活動・芋収穫応援（おうみ認定こども園）
- 10月23日 農業委員・推進委員研修会（ひこね市文化プラザ）
- 10月30日 農地法研修会
- 11月 6日 食育活動・焼き芋（おうみ認定こども園）
- 11月14日・15日 農業委員会県外視察研修（長野県下條村・南箕輪村）
- 11月20日 都市農業委員会連絡協議会県外研修会
遊休農地解消の取組（関ヶ原町）
スマート農業の実証試験の取組（四日市市）
- 11月28日 全国農業委員会会長代表者集会（東京）
- 12月26日 米原市農業施策に関する意見書提出
- 1月10日 統括部会
- 1月28日 タブレット研修
- 2月10日 統括部会
- 2月28日 農業委員会だより編集委員会
- 3月10日 農地部会



▲食育活動・芋の苗植え



▲食育活動・焼き芋



▲転用事業者からの現地説明



▲農業委員会による総会前の現地確認

農地賃借料情報

農地法第52条に基づき、米原市農業委員会より農地の賃借料情報の提供を行います。この情報は、農地法・農業経営基盤強化促進法・農地中間管理事業の推進に関する法律により賃借された農地の賃借料をもとに作成しています。

なお、この情報は拘束力がなく、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約に当たっては、当事者同士で十分協議して決定してください。

(10a当たり、100円未満四捨五入)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
山東地域	4,900円	8,000円	1,000円	155
伊吹地域	7,000円	7,000円	7,000円	3
米原地域	5,600円	7,000円	4,000円	185
近江地域	6,400円	10,000円	1,500円	149
(参考) 米原市全域	5,600円	10,000円	1,000円	492

※サンプルとしたデータは、令和5年(2023年)1月から令和6年(2024年)12月までの間に集計したものです。

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料が無料の使用賃借契約である場合および賃借料を物納支給(米)としている場合は、集計には含んでいません。

加入要件

- ①20歳以上60歳未満の方
- ②年間60日以上農業に従事
- ③国民年金第1号被保険者



■少子高齢化時代に強い年金です！

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化時代でも安心できる安定した制度です。

■80歳までの保証が付いた終身年金です！

農業者老齢年金は、65歳～75歳未満の間でご自身が選択した時点から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

■一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます！

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

お問合せ JAレーク伊吹本店(信用課): TEL 52-6525 米原市農業委員会: TEL 53-5136

🍌 まいばら、で頑張る農業者の紹介



きたむら なつほ
飯 北村 夏歩さん

北村さんは現在、飯地先に7棟のハウスを所有されており、菊とイチジクを栽培されています。今回は、菊を栽培されているハウス内でお話をお伺いしました。

Q 農業を始められたきっかけを教えてください。

A 大学生の時に就職について考える上で、祖父が営んでいた農業を体験してみようと思い、手伝ったことがきっかけです。実際にやってみると大変なこともありましたが、自然の中で季節を感じながらそれに合わせて仕事をするのが自分に合うと感じました。

Q 就農して良かった点はどんなことですか？

A 自分が一から一生懸命育てたものを喜んで頂けると農業をしていて良かったと感じます。どんなに疲れていても、ありがたい感想を頂けるとまた頑張ろうという力が湧いてきます。

Q 農業の魅力について教えてください。

A 土づくりから始めて苗を育て、定植し、無事に収穫出来るまでの成長を日々見守ることが楽しいです。近年は作物を育てるには厳しい天候が多いですが、その中でも無事に出荷を終えられると大きな達成感が得られることですね。

Q 今後の夢をお聞かせください。

A この人のものを買えば間違いないと信頼していただけるような農家になりたいです。より良いものを安定して作れるようにこれからも精進していきたいです。

盛土規制法による規制が開始されます。

市内全域で盛土等を行うときは、事前に許可または届出が必要になります。

滋賀県では、令和7年4月1日から盛土規制法による規制が開始され、農地における盛土・切土行為や土石の一時的な堆積行為も規制対象となります。

盛土規制法の概要、許可対象となる盛土等の規模など詳細につきましては、市のホームページをご確認ください。➡

